

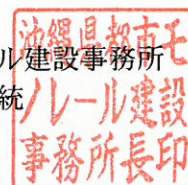
一般競争入札方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成 26 年 6 月 30 日

（契約担当者）

沖縄県土木建築部 都市モノレール建設事務所
所長 宮城 統



1 業務概要

- (1) 業務名 平成 26 年度 沖縄都市モノレール技術検討業務委託
- (2) 履行場所 那覇市・浦添市
- (3) 業務内容 ①計画準備 1 式 ②関係機関協議資料作成 8 回
③（延長区間）技術的課題等に対する検討・調査 1 式
④（既存区間）技術的課題等に対する検討・調査 1 式 ⑤報告書作成 1 式
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成 27 年 2 月 27 日まで
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、入札において最低の価格で落札した者を受注者とする一般競争入札方式である。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- イ 沖縄県の平成 25・26 年度測量及び建設コンサルタント業務入札参加希望業者名簿に土木関係コンサルタント（登録業種：「鋼構造及びコンクリート」及び「鉄道」）として登録された者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（沖縄県の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- エ 参加表明書等の提出期限日から落札決定日までの期間において、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。
- オ 参加しようとする者の間に以下の基準の全てに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第 3 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

(7) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(i) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 (7) 又は (i) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 沖縄県内に、本店、支店、又は営業所があること。

(2) 共同体の結成にあたっての要件

ア 2社共同企業体とする。

イ 自主結成方式とする。

ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

オ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

カ 共同企業体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

(3) 代表構成員の実績及び管理技術者等の要件

ア 代表構成員（又は企業）に関する要件

(7) 沖縄県内に本店・支店又は営業所があること。

(イ) 2 (3) イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(ウ) 業務の実績

下記 a もしくは b に示される業務について、平成6年度から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

a 平成6年度から公告日までに完了した、日本国内の軌道系交通（鉄道、モノレール、新交通システム等）における上部工もしくは下部工の詳細（概略、予備、修正除く）設計実績がある。（再委託による業務の実績は含まない。）※国・都道府県・政令指定都市、鉄道・運輸機構、モノレール運行会社における実績で、契約金額が500万円以上の業務のみ。

b 平成6年度から公告日までに完了した、モノレールにおける維持管理・補修点検にかかわる設計実績がある。（再委託による業務の実績は含まない。）※国・都道府県・政令指定都市、モノレール運行会社における実績で、契約金額が500万円以上の業務のみ。

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(7) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

a 技術士（総合技術監理部門：「建設－鋼構造及びコンクリート」又は「建設－鉄道」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

b 技術士（建設部門：「鋼構造及びコンクリート」又は「鉄道」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）

(イ) 照査技術者

(7)の管理技術者に要する資格保有と同じ。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(7) 管理技術者

管理技術者は、平成6年度から公告日までに完了した業務において、下記 a もしくは b の実績を1件以上有すること。

a 平成6年度から公告日までに完了した、日本国内の軌道系交通（鉄道、モノレール、新交通システム等）における上部工もしくは下部工の詳細（概略、予備、修正除く）設計実績がある。（再委託による業務の実績は含まない。）※国・都道府県・政令指定都市、鉄道・運輸機構、モノレール運行会社における実績で、契約金額が500万円以上の業務のみ。

b 平成6年度から公告日までに完了した、モノレールにおける維持管理・補修点検にかかわる設計実績がある。（再委託による業務の実績は含まない。）※国・都道府県・政令指定都市、モノレール運行会社における実績で、契約金額が500万円以上の業務のみ。

※管理技術者、もしくは担当技術者として上記の業務に携わった実績を対象とする。照査技術者として携わった実績は対象外である。

(イ) 照査技術者

(7)の管理技術者に要する資格保有と同じ。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約をした業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務の契約金額が4億円かつ手持ち業務の件数が10件（契約日時点での手持ち業務と本業務の中に、契約金額1,000万円を超える業務で管理技術者低入札基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の金額が2億円かつ手持ち業務の件数が5件）を超えないこととし、超えた場合は遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(7)から(i)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(7) 当該管理技術者と同等の業務実績を有する者

(i) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(v) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

(i) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

※手持ち業務量とは、公告日時点（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(4) 代表構成員以外の構成員に求める要件

ア 沖縄県内に本店を置く者であること。

イ 業務の実績

企業単体もしくは共同企業体構成員として、平成6年度から公告日までに完了した下記(7)の業務（再委託による業務の実績は含まない。）について、1件以上の実績を有さなければならない。

(7) 平成6年度から公告日までに元請け（設計共同体を含む）として、モノレールに関する設計実績がある。

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領（昭和61年土総第429号）に定める指名基準による。なお、同要領第2条の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成26年6月30日（月）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。

【入札情報システム】<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>

ウ 問い合わせ先 公告文5(5)アの場合

エ 本業務の配付資料については、本業務の入札手続においてのみ使用可能であり、許可なく使用したり、転載することを禁ずる。

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。

ア 参加表明書の提出期間及び提出方法等

(7) 提出期間 平成26年6月30日（月）から平成26年7月4日（金）まで

(i) 提出方法等 入札説明書による

イ 入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）

郵便等をもって平成26年7月8日（火）を予定する。

ウ 共同企業体申請書の提出

本業務の参加を希望する者は、共同企業体資格審査申請書及び共同企業体協定書を持参により提出しなければならない

(7) 期間 上記ア(7)と同じ。

- (イ) 提出方法等 上記ア(イ)と同じ。
- (ウ) 部数 1部
- (3) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、持参により提出すること。なお、郵送又は電送（メールやファクシミリ等）による入札は認めない。
 - ア 持参による場合
持参日時：平成26年7月16日（水）9時45分
持参場所：沖縄県土木建築部 都市モノレール建設事務所（公告文5(5)アに示す場所）
沖縄県浦添市字前田141街区6（前田565-2）
※指名通知書の写しを持参すること。
 - イ 開札日時：平成26年7月16日（水）10時00分

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。
 - イ 契約保証金
沖縄県財務規則第101条及び土木設計業務等委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。
- (2) 入札の無効
本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (3) 参加表明書の提出期限後において、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 配置予定技術者の確認
 - ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
 - イ 落札者の決定後、TECRIS等により配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (5) 問い合わせ先一覧
 - ア 契約関係：
〒901-2102 沖縄県浦添市字前田141街区6（前田565-2）
沖縄県土木建築部 都市モノレール建設事務所 建設1班（庶務担当）
電話番号 098-943-5520
 - イ 応募調書資料関係：
〒901-2102 沖縄県浦添市字前田141街区6（前田565-2）
沖縄県土木建築部 都市モノレール建設事務所 建設3班
電話番号 098-943-5520
 - ウ 設計図書関係：
イと同じ。
- (6) 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う本委託業務の取扱いについては、平成25年10月1日付け国土交通省国地契第33号・国北予第23号通知「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて」に準じて取り扱うものとする。
【消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて】
<http://www.mlit.go.jp/common/001014374.pdf>
- (7) 詳細は入札説明書による。